

第4回準備会を9月5日（月）に開催し、協議会会員の募集結果の報告及び設立総会の流れを確認しました。

11月からいよいよ地域主体の協議会活動がスタートします！

- 本ニュースは、地域が主体となる「（仮称）与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会」（協議会）の設立に向けて、関係団体の代表の方で構成する「与野本町駅周辺地区まちづくり推進準備会」（準備会）の取組状況を中央区の皆様へ広くお知らせするために、発行するものです。
- 第4号が最後となる今回は、平成28年9月5日（月）に開催した第4回準備会の内容をご報告します。

第4回準備会で確認したこと

協議会会員の募集結果（報告）

協議会会員を募集した結果、**8名の方から応募**がありました。協議会の設立総会を経て、関係団体からの推薦者15名と合わせて23名が会員になる予定です。

- 募集期間：7月25日～8月16日
- 周知方法：募集チラシを中央区内の各公共施設に配置、市ホームページに掲載



協議会の設立総会の開催について

平成28年11月に協議会の設立総会を開催し、協議会の規約や役員、平成28年度の事業計画等について審議・承認を行い、いよいよ地域主体の協議会がスタートします。

設立総会の議事（予定）		主な内容
議事1	規約の承認	・協議会の規約案について審議を行い、承認します。
議事2	役員の承認	・協議会の運営を担う役員の人選について審議を行い、承認します。 ・協議会の役員は、会長1名、副会長2名、総務3名以内、広報3名以内、会計2名、会計監査2名とします。
議事3	平成28年度事業計画・予算の承認	・平成28年度の事業計画（活動方針、活動内容等）と予算について審議を行い、承認します。

➡ 規約案は裏面をご覧ください

平成28年度の活動内容（案）

- ◆ 総会 … 協議会の設立（11月）
- ◆ 役員会 … 分科会の設立（総会后同日）、平成29年度総会に向けた準備・確認（年度末）
- ◆ 分科会 … 「（仮称）本町通りのまちづくり分科会」及び「（仮称）芸術劇場と連携したまちづくり分科会」の開催



(仮称) 与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会規約 (案)

(名称)

第1条 この会は、(仮称)与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン(以下「本プラン」という。)に掲げたまちの将来像である「地域の資源とふれあい、多様な世代が集い・暮らす魅力的なまち」の実現に向け、地域が主体となり行政と協働で持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(活動する対象区域及び事務所の所在地)

第3条 協議会が活動する対象区域及び事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 協議会が活動する対象区域は、別図のとおりとする。
- (2) 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本プランに示すリーディングプロジェクトの施策に関する活動
- (2) 協議会活動の情報発信
- (3) その他本プランに示すリーディングプロジェクトを推進するために必要な活動

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に掲げる関係団体が推薦する当該関係団体の構成員。ただし、各関係団体から2名以内とする。
- (2) 中央区内の在住者、中央区内に存する土地建物の所有者又は中央区内の在勤者で、第2条の目的に賛同し、協力するもの
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(入会及び退会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 協議会の会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を役員会(第12条に規定する役員会をいう。以下この条から第8条まで及び第10条において同じ。)へ届け出なければならない。
- 3 協議会の会員が協議会の規約を遵守しないとき及び協議会の名誉を著しく損なったときは、役員会はこれを退会させることができる。
- 4 協議会の会員が退会する場合、会費の返戻はしないものとする。

(役員)

第7条 協議会には、会長1名、副会長2名、総務3名以内、広報3名以内、会計2名、会計監査2名の役員を置く。

2 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- (3) 総務は、総会(第11条に規定する総会をいう。第10条において同じ。)及び役員会の運営に関する事務及び会員、市等との連絡調整を行う。
- (4) 広報は、協議会の活動内容を対象区域内の住民及び周辺住民等に広く周知する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務の執行管理を行う。
- (6) 会計監査は、年1回、協議会の会計を監査する。

(分科会運営委員)

第8条 協議会には、分科会(第13条に規定する分科会をいう。第10条及び第12条において同じ。)を代表し、役員会との調整等を行う分科会運営委員を置くことができる。

(役員及び分科会運営委員の選任方法及び任期)

第9条 役員及び分科会運営委員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選任する。
- (2) 分科会運営委員は、役員会の互選により選任する。
- (3) 役員及び分科会運営委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情が生じた場合はこの限りでない。
- (4) 役員及び分科会運営委員は、再任することができる。

(会議の種類)

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて分科会を設置できる。

(総会)

第11条 総会は、会員で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会の議決は、会員の出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、年に1回以上開催し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催できる。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 役員を選任
- (5) その他協議会の運営又は組織の変更に関する事項のうち、特に重要と認められる事項

7 総会は、原則公開とする。

(役員会)

第12条 役員会は、役員及び分科会運営委員で構成し、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会の決定は、役員及び分科会運営委員の合計の出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員会は、協議会全体の運営に必要な次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総会において審議する事項の決定
- (2) 総会において審議する事項に関する資料の作成
- (3) 協議会活動の会計及び会計監査
- (4) 協議会活動に必要な市等との連絡及び調整
- (5) 協議会活動の情報発信
- (6) 会員の入会及び退会に関すること
- (7) 分科会の設立及び解散
- (8) 分科会運営委員の選任
- (9) 分科会に参画する者の選定
- (10) 分科会の活動の支援
- (11) その他協議会の運営に必要な事項

(分科会)

第13条 分科会は、役員会が必要と認めた者で構成する。

2 分科会は、第4条に掲げる協議会の活動内容(同条第2号に掲げるものを除く)に関して具体的な検討等を行う。

3 分科会は、検討内容等を役員会に適宜報告する。

4 第1項から前項までに定める事項及び次条に定める事項を除くほか、分科会の運営に必要な事項は、別途定めるものとする。

(会議への出席の依頼等)

第14条 協議会の会議は、必要があると認めたときは、市に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出などの支援を求めることができる。

2 協議会の会議は、必要があると認めたときは、まちづくりに関わる有識者に対し、出席を求めて意見を聴くことができる。

(経費)

第15条 協議会に係る経費は、会員の会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 会員の会費は、年額1,000円とする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、この規約の施行の日の属する年度は、同日に始まり平成29年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第17条 協議会は、存続の必要がなくなったときに解散することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の活動に関して必要な事項は、役員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年〇月〇日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行後最初に選任する役員及び分科会運営委員の任期は、第9条第3号本文の規定にかかわらず、平成30年度当初の総会までとする。

(会員の会費の特例)

3 この規約の施行の日の属する年度の会員の会費は、第15条第2項の規定にかかわらず、年額500円とする。

別表 関係団体一覧

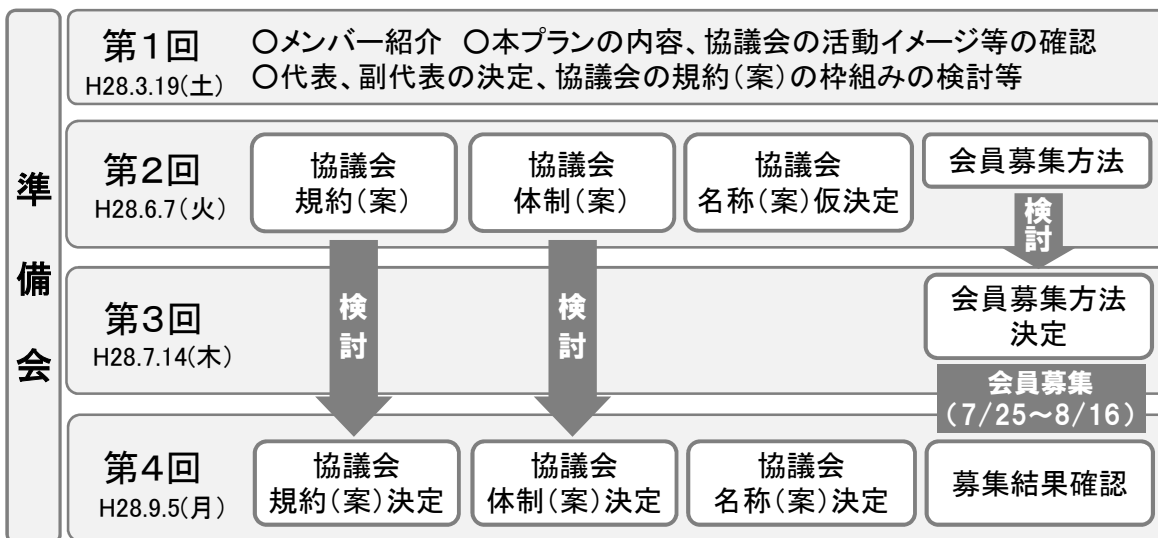
公益社団法人埼玉中央青年会議所、さいたま市中央区コミュニティ協議会、さいたま市中央区自治会連合会、中央区民生委員児童委員協議会、さいたま商工会議所、さいたま市PTA協議会中央区連合会、さいたま市保健愛育会、与野商店会連合会

別図 協議会が活動する対象区域(※省略) ※与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの対象範囲と同じ

第4回準備会の主なご意見

内容	項目	主な意見
協議会 会員の募集 結果等	会員の 募集結果	<ul style="list-style-type: none"> ・公募で申込された方に、与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの本編等を渡した方が良いと思う。 ・協議会に参加するに当たり、公募で申込された方と事前に打合せ会等を開催し、協議会の趣旨等を共有したいと思う。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・規約(案)第9条は、協議会の役員が分科会運営委員になるような規定となっているため、規約(案)第8条は、第9条と整合させた方が良いと思う。
協議会の 設立総会の 開催に ついて	総会の流れ・ 役員の枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・公募で申込された方に、協議会の役員への意向などを伺った方が良いと思う。
	平成28年度 の事業計画 (素案)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と市の協働でまちづくりを進めていくこととしているため、市の支援をお願いしたいと思う。 ・リーディングプロジェクト2「与野本町小学校と周辺公共施設との複合化」については、これまでのワークショップ等で議論はつくされていると思うが、現時点の検討状況を確認し、検討する方向性を示した方が良いと思う。 ・リーディングプロジェクト1の「中央区役所周辺をはじめとした3拠点の強化」を中心に検討を進められれば、市民も盛り上がると思う。また、リーディングプロジェクト3の「歴史を伝える本町通りのまちづくり」についても、考えてもらいたいと思う。

これまでの取組



いよいよ、
地域主体の
協議会を11月
に立ち上げ、
地域と協働で
まちづくりを
進めて
いきます!!



(仮称)与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会の設立総会

- ◆ 日 時：平成28年11月を予定
- ◆ 出席者：協議会会員(公募による市民、関係団体からの推薦者)

※設立総会の日時等については、後日、市ホームページに掲載する予定です。
※協議会設立後も、適宜会員を募集していく予定です。

